

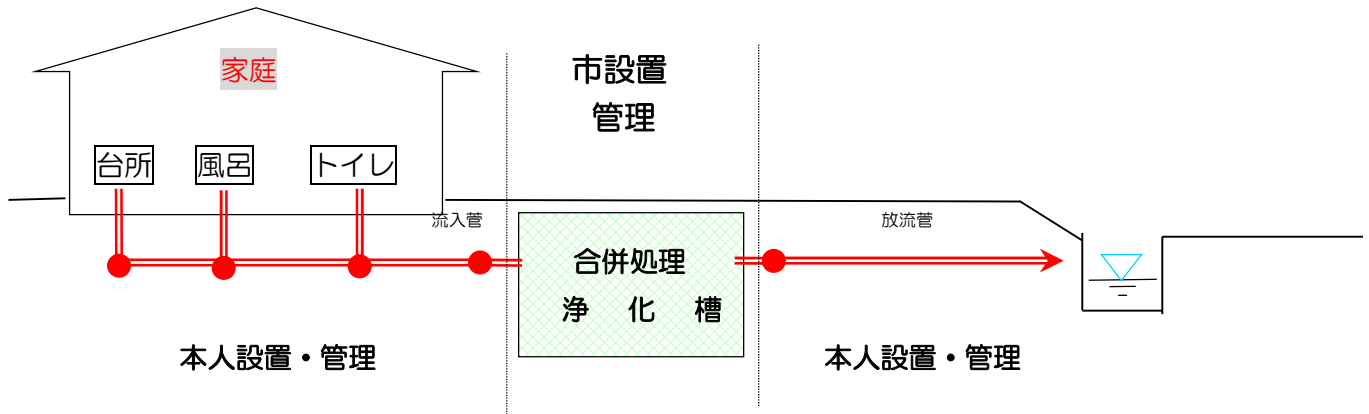
菊池市公共浄化槽整備推進事業の概要について

この事業は、今まで個人で設置・管理していた浄化槽を、市で設置し維持管理をしていくものです。

▽ 対象地域

菊池市浄化槽処理促進区域

▽ 工事負担区分について



※本人で対応していただく部分

- ① トイレの水洗便器購入費及び、改造費、水道工事費
- ② トイレ・台所・風呂場から浄化槽までの配管工事費及び浄化槽から排水先までの配管工事費（菊池市排水設備指定工事店へ配管工事を依頼してください）
- ③ 浄化槽設置場所及び、工事車両搬入出路における支障物除去費等
- ④ 駐車場等（特殊工事）に係る工事費

▽設置に伴う負担金及び使用開始に伴う使用料額

浄化槽の規模	5人槽 (延べ床面積 130 m ² 以下)	7人槽 (延べ床面積 130 m ² を超える)	10人槽 (浴室及び台所が2 箇所以上)
負担金（一回払い）	88,000 円	102,000 円	129,000 円
使用料（月々）	一般汚水 : 基本料 2,200 円 + (550 円 × 世帯員数)		
	集会所・公民館 : 基本料 1,100 円		

▽注意事項

- ・飲用の井戸から5m以上離れている場所にしか設置できません。
- ・放流先が確保されていない場合は設置できません。
(必ず地元関係者 及び 国・県・市道管理者と協議をしてください)
- ・工事の完了は、申請書受付から3ヶ月程度かかります。
- ・浄化槽本体の面積(参考)、5人槽 1.15m × 2.2m、7人槽 1.2m × 2.8m、10人槽 1.2 × 2.8m程度
- ・浄化槽の設置場所は、家屋等から2m以上離れた場所に設置をします。
(ただし、敷地の広さにより2m以上離すことが困難な場合は別途相談となります)

▽以下は自己負担での対応となります

- ・駐車場対応でない浄化槽で、車などの乗り上げにより破損した場合の補修・漏水修繕費用
- ・使用水量の過多、及び不適正な使用による、追加の清掃費用
- ・浄化槽設置工事完了後、無断で改造 及び 上部に構造物をつくり維持管理に支障をきたす場合の撤去・原状復旧費用

菊池市役所下水道課
0968-25-7244

菊池市公共浄化槽整備推進事業申請関係書類一覧表

	提出書類	様式等	備考
①	申請書	様式第1号	太枠内の記入
②	放流協議報告書	別紙1	区長及び地元関係者、 国・県・市道管理者
③	請書	別紙2	
④	誓約書	別紙3	
⑤	住宅等の配置及び排水先を明示した図面 住宅等の構造を表示した各階平面図		別紙参照 分けても可
⑥	課税台帳記載事項証明書（土地）	市役所発行	どちらか1通 （原本提出）
	----- 全部事項証明書（土地）	法務局発行 （大津町）	
⑦	字図	市役所又は 法務局	市役所の場合は各総合支所 （原本提出）
⑧	位置図（新築の場合のみ）		住宅地図等
⑨	排水設備新設等計画確認申請書一式		菊池市下水道排水設備指定工事店
⑩	その他		農地転用許可書の写しや建築確認申請書写し等

問い合わせ
 菊池市隈府 888
 菊池市役所 2F 下水道課
 0968-25-7244

①

様式第1号

菊池市公共浄化槽整備推進事業申請書

菊池市公共浄化槽整備推進条例第4条第1項の規定により申請します。

なお、同条例第7条第2項の規定により排水設備を設置すること及び放流水等による紛争が生じたり苦情があった場合は当該者間で解決することを誓約します。

菊池市長 様

		申請日	令和 年 月 日
設置場所	菊池市 字 番	設置行政区	区
(申請者)	〒	(受付印)	
住所			
氏名			
電話番号			
屋間の連絡先 (携帯電話等)			
(土地所有者)	浄化槽の設置及び設置工事等に必要な土地の立入について承諾します。	(設置箇所の土地の地目)	
住所		宅地・雑種地・山林	
氏名		その他()	
電話番号		建築延べ床面積	m ²
(住宅所有者)		使用予定人数	人
住所		(設置希望年月日)	
氏名		令和 年 月 日	
電話番号		(住宅の新築及び増改築の有無)	
(住宅使用者)		新築・改築(単独浄化槽・汲み取り)	
住所		(放流先)	
氏名		側溝・河川・湖沼・その他()	
電話番号			
備考(市記入)			

②

別紙1

令和 年 月 日

放 流 協 議 報 告 書

菊池市公共浄化槽整備推進事業を申請するにあたり浄化槽からの放流について協議しました。

浄化槽の設置箇所：菊池市 字 番

住所
放流先協議者 (役職名：)
氏名 印

住所
浄化槽設置申請者
氏名

③

別紙2

請 書

菊池市公共浄化槽整備推進事業により浄化槽を敷設されました上は、毎月の納期限に使用料を納付することはもちろん、菊池市公共浄化槽整備推進条例及び同条例施行規則を遵守いたします。

万一、背反した場合又は使用料の滞納及びその他の義務不履行による事故を生じた時は規定により処分を受けましても何等異議はありません。

令和 年 月 日

(使用者) 住 所

氏 名

(自署)

菊池市長 様

誓約書

令和 年 月 日

菊池市長 様

住所

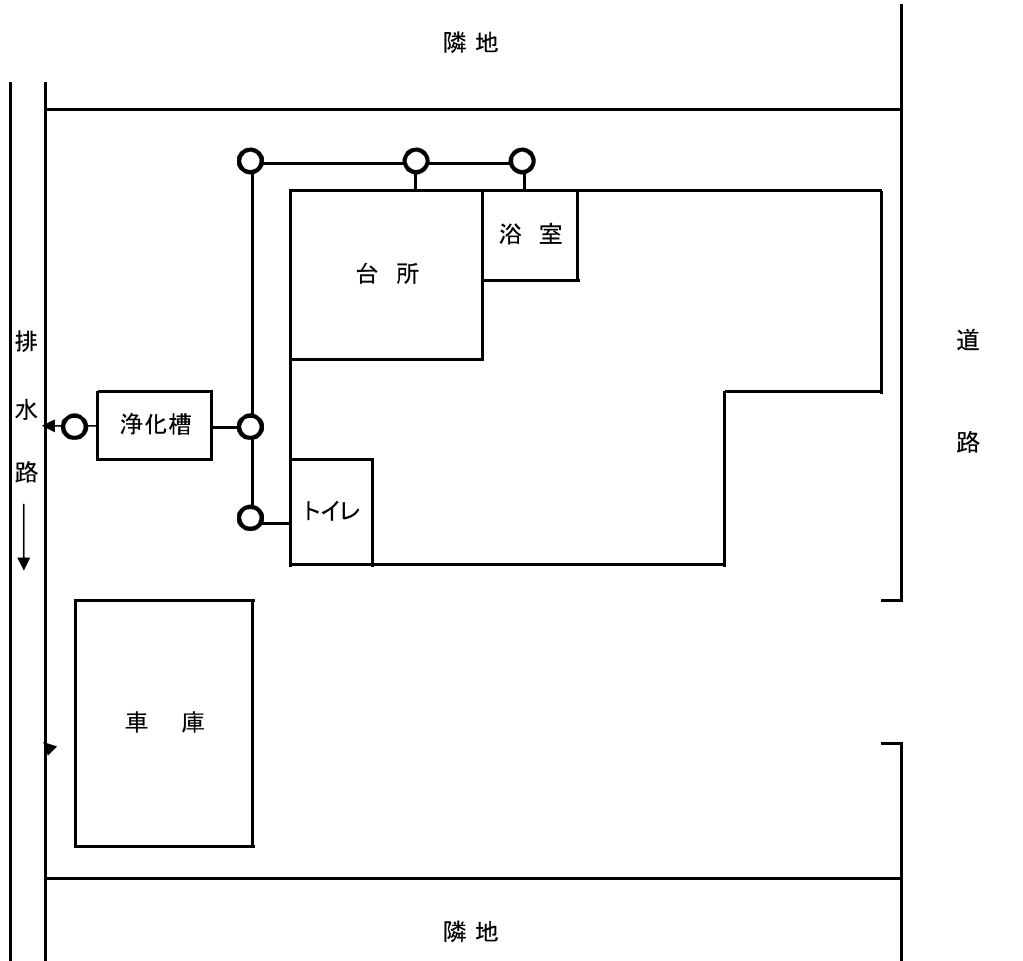
使用者 (自署)

私は、菊池市公共浄化槽整備推進事業を活用し、浄化槽を設置して頂くので、
下記住所に居住することを誓約します。

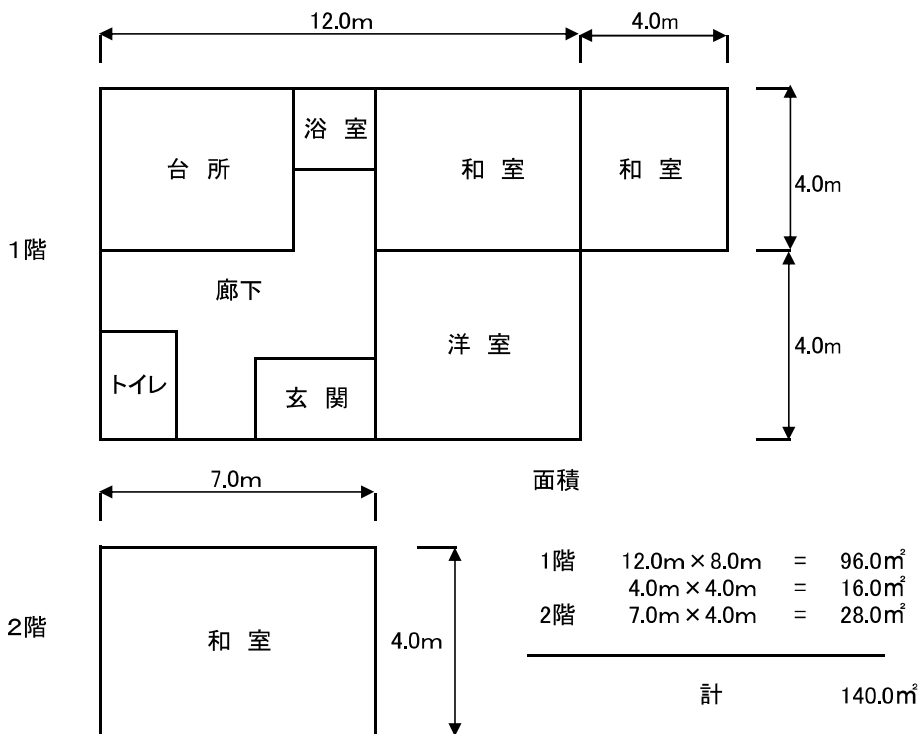
記

○ 設置箇所：菊池市 番地

④ 配置図 (記入例)



各階平面図 (記入例)



令和 年 月 日

菊池市長 江頭 実 様

申請者 住所
氏名 (自署)

一戸建て住宅に設置する合併処理浄化槽の処理対象人員算定における
緩和措置の適用願い

下記の住宅に設置する合併処理浄化槽については、「建築物の用途別による
尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に基づき7人槽が必要となり
ますが、実際の使用状況から見て、明らかに実情に添わず下記3から6の条件を満
たしますので、ただし書の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、申請者自らの
責任において対応することを確約します。

また、住宅の実所有を変更した場合は、本確約も引き継がせることとします。

記

1 設置場所	菊池市 字	
2 建築物の工事種別	新築・増築・改築 なし(既存)・その他()	
3 住宅の延べ面積 (200㎡以下)	㎡	
4 台所数(1箇所以下) 浴室数(1箇所以下)	台所数= 浴室数=	箇所 箇所
5 居住人員 (5人以下)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人
6 使用水量見込み (1,000ℓ/日以下)	リットル/日	
7 ただし書適用により 採用する人槽	5人槽	

※ 将来的な使用状況の変化等における申請者等の対応

- 1) 風量不足のための送風機(風量増)交換
- 2) 清掃回数増による増加分の清掃費用
- 3) 流入量の増加による流量調整(原水ポンプ)槽の設置
- 4) 浄化槽の能力不足による浄化槽の入替(5人槽から適正人槽へ)
(当初の設置にかかった市等の費用返還、旧槽撤去等と新槽設置)

課長	総務審議員	課長補佐	係長	係	負担金(分担金)

受付印

排水設備新設等計画(変更)確認申請書	受付	令和 年 月 日	第 号
	確認	令和 年 月 日	

令和 年 月 日

菊池市長 様

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり申請します。
なお、この排水設備等の工事について、利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処置します。

指定工事店	所在地	責任技術者
	店名 代表者氏名 電話	登録番号 第 号 氏名

申請区分	排水設備(除害施設)の新設・増設・改築
	水洗便所の新設・増設・浄化槽切替・汲取便所改造

設置場所	菊池市
------	-----

使用者	住所
	氏名 職業(業務内容)

所有関係	土地の所有者	建築物所有者
	住所	住所
	氏名 電話	氏名 電話

用水源区分	上水道 井戸 上水道井戸併用 その他()
-------	-----------------------

使用水の用途	家事・官公庁・工場・事務所・店舗・飲食店・その他()
--------	-----------------------------

利用の状況	排水人員 人	水道メーター数 個
	排水世帯 世帯	

融資あつせんの有無	有・無	工事期間	令和 年 月 日から 月 日まで
-----------	-----	------	------------------

指定事項	
------	--

下水道担当処理欄

処理区域区分	<input type="checkbox"/> 公共・ <input type="checkbox"/> 特環・ <input type="checkbox"/> 農業集落(処理区)・ <input type="checkbox"/> 地排(人槽)
--------	---

※ 他人の土地又は排水設備等を使用しようとするときは、その者の同意書を提出すること。

記入の要点

- 1 見取図には、申請地及び隣接地を表示すること。
- 2 平面図は、縮尺300分の1以上とし、次の事項を記載すること。
 - (1) 道路、境界及び下水道の施設の位置
 - (2) 申請地内に存する建築物及び水道、井戸、炊事場、浴室、水洗便所その他汚水を排除する施設の配置
 - (3) 管渠の配置、形状、寸法、材質、数量及び深さ
 - (4) ます又はマンホールの位置、形状、寸法、材質及び深さ
 - (5) 除害施設、ポンプ施設及び防臭装置等の位置
 - (6) 他人の排水設備を使用するときは、その位置
 - (7) その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- 3 縦断図は、配管の勾配、ますの深さ等確認できるよう作成する。地表面に高低の変化がある場合、その状況を記入する。縮尺は縦20分の1横200分の1以上とする。
- 4 工事設計書は、排水管渠並びに附属装置の形状寸法、数量等を表示すること。